

認定こども園（1号・2号・3号認定）

みどりの里（木倉）		滝尾幼稚園（滝尾）	
1号認定 定員15人 ☎ 282-0010 ①3歳～ ②有 ③10時～14時 ※申込みについては、 園に直接確認ください。	2号・3号認定 定員125人 ☎ 282-0010 ①6カ月～ ②朝・夕 ③7時～19時	1号認定 定員45人 ☎ 282-0937 ①3歳～ ②有 ③10時～14時 ※申込みについては、 園に直接確認ください。	2号・3号認定 定員35人 ☎ 282-0937 ①2歳児～ ②朝・夕 ③7時～19時

【令和元年度10月施行】保育料無償化対象の方へ

【令和元年10月1日時点での無償化対象者】

- ・1号認定（教育認定）を受けている子ども
- ・2号認定（3歳児クラス以上）を受けている子ども

【令和2年度4月からの無償化対象者】

- ・令和2年4月1日時点で、3歳～5歳の子ども

■副食費について

3歳児～5歳児クラスの子どもは、保育料（施設利用料）が無料となり、副食費のみの負担となります。

0歳児～2歳児クラスの子どもの副食費は、保育料に含まれます。

【副食費免除対象者】

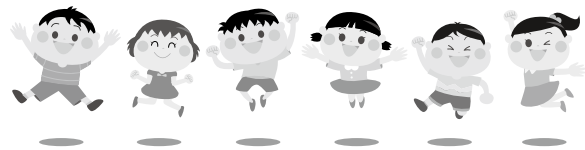
- ①年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降（※国基準）の子ども（右へ続く）➡

☎ こども未来課 子育て支援係 ☎ 282-1346

※(1)幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）は小学校3年生からカウントして第3子以降の子どもとなります。

(2)保育所・認定こども園（保育所部分）・地域型保育事業所は就学前児童からカウントして第3子以降の子どもとなります。

②熊本県多子世帯子育て支援事業の対象になっている子ども（対象者には個別にお知らせします）



児童虐待かも、と思ったらすぐにお電話ください

出産や子育てに関する悩みや質問がある方は、児童相談所や市町村へお気軽にご相談ください。

連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

●町への相談・通報

こども未来課子育て支援係 ☎ 282-1346
町保健センター ☎ 282-1602
夜間・庁舎閉庁日 ☎ 282-1111

●その他関係機関

熊本県中央児童相談所 ☎ 381-4451

児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。


※一部のIP電話からはつながりません。
※令和元年12月より通話料が無料化されます。

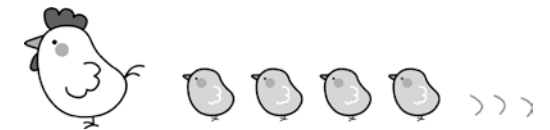
児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。



令和2年度 認可保育園・認定こども園の園児を募集

☎ こども未来課 子育て支援係 ☎ 282-1346

令和2年度保育園・認定こども園への入園を希望する園児の一斉受付を行います。現在、育児休暇中の人で令和2年度中に復帰する予定の人は、受付期間内に必ず申し込みを行ってください。



各園の定員と保育時間

①園児受入年齢 ②延長保育（1号認定は預かり保育の有無） ③開所時間（1号認定は教育時間で記載）

公立保育園（2号・3号認定）

若葉保育園（木倉）
定員150人 ☎ 282-0438 ①6カ月～（離乳食開始後） ②朝・夕 ③7時～19時

上野保育園（上野）
定員60人 ☎ 284-2601 ①6カ月～（離乳食開始後） ②朝・夕 ③7時～19時

私立保育園（2号・3号認定）

御船昭和保育園（御船）
定員130人 ☎ 282-0174 ①2カ月～ ②朝・夕 ③7時～19時

滝尾たんぽぽ園（滝尾）
定員20人 ☎ 282-7699 ①6カ月～2歳児 ②朝・夕 ③7時～19時

ぎんなん幼愛園（陣）
定員100人 ☎ 282-0017 ①6カ月～ ②朝・夕 ③7時～19時

高木保育園（高木）
定員85人 ☎ 282-2305 ①6カ月～ ②朝・夕 ③7時～19時

認可保育園・認定こども園（保育所部分）の申込み一斉受付

- 受付期間 12月3日（火）～5日（木）
 - 受付時間 9時～12時・13時～17時
 - 受付場所 役場1階 第1会議室
 - 申し込みに必要なもの
 - ①施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所等利用申込書、補助表
 - ②保育が必要であることを証明する書類
・就労証明書 ・求職活動申立書等
 - ③印鑑
- ※必要書類は、こども未来課窓口で配布中。
（町ホームページからもダウンロードできます）

●入園基準

児童の保護者が、次のいずれかの事由に該当することが必要です。

- 1 就労（1カ月あたり48時間以上）
- 2 妊娠・出産（産前2カ月、産後3カ月）
- 3 保護者の疾病・障がい
- 4 長期に渡る親族の介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動（入園後3カ月以内の就労が条件）
- 7 就学
- 8 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- 9 その他、町長が認める場合

●入園の決定

先着順ではありません。選考基準に基づき、保育の必要性が高い順に入園を決定します。

※注意事項

- ・受付期間終了後も随時受付は行いますが、一斉受付期間内の申込者から優先的に調整、決定を行います。